

施設等利用給付認定（新2号・新3号）の申請

(1) 認定区分と基準

認定区分		内容	
		対象	利用先
施設等利用給付 新1号認定	教育認定	満3歳以上で、幼稚園の教育時間のみを希望する子ども	私学助成幼稚園・区立幼稚園
1号認定のみ希望される方は、認定申請書の表面のみ記載してください。保育の必要性の確認書類は添付不要です。			
施設等利用給付 新2号認定	保育認定	満3歳以後の4月1日を経過した子どもで、保護者に保育の必要性が認められる場合	私立幼稚園等の預かり保育事業 認可外保育施設 (認証保育所、保育ママ、その他国の設置基準を満たした認可外保育施設等)
施設等利用給付 新3号認定	保育認定	満3歳以後の3月31日までにある子どもで、保護者に保育の必要性が認められ、住民税非課税世帯の場合	居宅訪問型保育事業 一時預かり事業（当該施設在園児以外） ファミリーサポート

保育の必要性の認定が必要

(2) 保育の必要性の認定事由

施設等利用給付2号・3号認定を受けるには、**保護者いずれもが**、下表の事由いずれかに該当する必要があります。

該当する「**保育の必要性の確認書類**」を「施設等利用給付認定申請書」と併せてご提出ください。

※施設等利用給付認定申請書の裏面も併せてご確認ください。

事 由	認 定 の 条 件	保育の必要性の確認書類	ホーム・ビデオアップロード可
① 就 労	月48時間以上(通勤・休憩時間を除く)働いているとき、または、採用予定(内定)の場合 ※月の労働時間が48時間未満の場合は、⑥求職活動の認定になります。 ※採用予定(内定)の場合は3か月(90日)限定の認定になります。	就労証明書 ※自営業の場合は、自営をしていることが客観的に証明できる書類(開業届等)を併せてご提出ください。	◎
② 妊娠・出産	出産のため準備・休養が必要なとき ※出産予定月とその前後2か月の計5か月間限定の認定となります。	親子(母子)健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日の記載されているページ	
③ 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、保育が困難なとき ※日中の保育の支援が客観的に認められる場合に限り(診断書等で判断)。	診断書 ※お子様の保育が困難であることの記載が必要 障害者手帳等の写し ※区内在住者は不要	
④ 介護・看護	同居している病気の方や障害者を常時介護・看護しているとき 病院や施設に継続的に付き添いをしているとき	介護・看護状況申告書 + 以下のいずれかひとつ ※障害者手帳は区内在住者は不要 ①被介護看護者の診断書 ②被介護看護者介護の介護保険証・ケアプランの写し ③被介護看護者の障害者手帳等の写し	◎
⑤ 就 学	就学・技術習得等をしているとき ※月48時間以上授業を受けている場合に限ります。 ※就学内定している場合を含みます。	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) + 時間割表	
⑥ 求 職 活 動	求職活動をしているとき ※3か月(90日)限定の認定になります。認定後、3か月(90日)以内に勤務を開始し、「施設等利用給付認定変更届」+「就労証明書」の提出又は施設等利用給付認定の再申請が無い場合は、3か月(90日)で認定終了となります。	就職活動状況報告書 + 求職中であることがわかる書類	◎
そ の 他	家庭での保育が困難な方(災害復旧など)	※施設利用給付係へお問い合わせください。	

※認可保育施設に申し込まずに、認可外保育施設の利用を希望する場合は、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」の提出が必要となります。

※認定後も、保育の必要性の継続確認のため、定期的に家庭状況調査を行います。

ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ先】子育て支援課施設利用給付係 TEL 03-5662-1012